

法令×デジタルワークショップ【Part 1】

法令×デジタルの取組紹介

2024/03/08 デジタル庁 参事官補佐 山内匠

ご案内

- 本発表で取り扱う法令改正に係る解説は、わかりやすさの観点にも鑑みつつ、本資料作成者が作成したものであり、政府の公式見解ではありません。

法令は社会の基盤。

法令データを利活用した社会的価値の高いサービスの開発が期待。

- 法令は、個人や企業、社会の活動や権利義務関係に直結。
- 「法改正のポイント」といったニュース、政局に関する報道で取り上げられることも多い。
- 法令データを利活用した社会的価値の高いサービスの開発が期待。
- 「法令XML」「法令API」により、AIを含むデジタル技術を活用したサービス開発が実現。
- 法令を編集・分析・管理する「法制事務」は、「法令データ」を支える基盤。
- 現在の法制事務は目視・手作業に頼る。デジタル技術を最大限活用できるよう改善が急務。

「転入届」

「転入届」のルールや手順を規定する法令を探してみます。

本文へ | サイトマップ | アクセス等 | 問い合わせ | 携帯サイト

新宿区 SHINJUKU CITY

サイト内検索 検索の方法

文字サイズ: 標準 拡大
色変更・音声読み上げ Language

ホーム 暮らし 観光・文化 産業・ビジネス 防災・防犯 その他区政情報

早引きメニュー テーマから探す お手続きの情報・窓口案内 施設案内・利用予約

新宿区ホーム > 暮らし > 戸籍・住民票・印鑑登録・マイナンバーカード > 住民票等の証明・住所変更の届出 > 住所変更の届出 > 転入届 (新宿区外から引越してきたとき)

暮らし

戸籍・住民票・印鑑登録・マイナンバーカード

電子申請サービス

保険・年金・税金

出産・子ども・教育

福祉・介護

健康・医療・衛生

ごみ・資源・環境

住まい

道路・交通・自転車

みどり・河川・公園

地域共生・区民活動

多文化共生・国際交流

消費生活・相談

社会保障・税番号(マイナンバー)制度

転入届 (新宿区外から引越してきたとき)

最終更新日: 2024年1月23日

新型コロナウイルスワクチン接種について

前住所地で発行した接種券を使わないようご注意ください。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

対象となる方・届出について

対象となる方

新宿区以外の市区町村から新宿区に引越してきた方

届出できる方

- 本人または同一世帯の方
- 代理人に委任することもできます。(委任状が必要です)
※委任状は【[戸籍住民課委任状](#)】からダウンロードできます。

届出期間

引越してきた日から14日以内
※引越す前(住み始める前)には届出できません。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/todokede/koseki03_000003_f.html

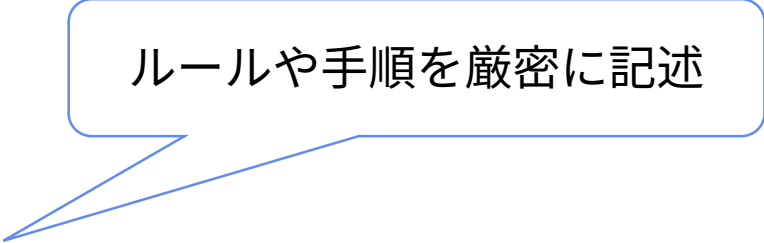
「転入届」を規定する法令（一部略）

- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（転入届）

第二十二条 転入（略）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（略）を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名
 - 二 住所
 - 三 転入をした年月日
 - 四 従前の住所
 - 五～七 （略）
- 2 （略）



ルールや手順を厳密に記述

「転入届」を規定する法令（一部略）

- 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）

（転入届）

第二十二條 転入（略）をした者は、転入をした日から十四日以内に、次に掲げる事項（略）を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名
 - 二 住所
 - 三 転入をした年月日
 - 四 従前の住所
 - 五～七 （略）
- 2 （略）

ルールや手順を厳密に記述

```
function 第二十二條_転入届(person) {
  person.addEventListener("転入", e => {
    e.person.届出({
      target: e.市町村長,
      items: {
        氏名: e.person.氏名,
        住所: e.住所,
        転入をした年月日: e.年月日,
        従前の住所: e.従前の住所,
      },
      by: e.年月日.add(14, "day"),
    });
  });
}
```

（イメージ）

法令は、“社会のルールを記述するプログラム”

法令

ルールや手順を厳密に記述

個人や企業、社会の
活動や権利義務関係など

(転入届)
第二十二条 転入(略)をした者は、転入をした
日から十四日以内に、次に掲げる事項(略)を
市町村長に届け出なければならない。
一 氏名
二 住所
三 転入をした年月日
四 従前の住所
五～七 (略)
2 (略)

構造・役割

適用対象

プログラム

ルールや手順を厳密に記述

データや機器、
ユーザインタフェースなど

```
function 第二十二条_転入届(person) {  
  person.addEventListener("転入", e => {  
    e.person.届出({  
      target: e.市町村長,  
      items: {  
        氏名: e.person.氏名,  
        住所: e.住所,  
        転入をした年月日: e.年月日,  
        従前の住所: e.従前の住所,  
      },  
      by: e.年月日.add(14, "day"),  
    });  
  });  
}
```

(イメージ)

法令とプログラムは構造が類似、しかし法令には支援ツールが不足

法令

ルールや手順を厳密に記述

一般的なワープロソフト

目視・手作業

一般的なファイル共有ツール

構造・役割

編集ツール

エラーチェック

バージョン管理

プログラム

ルールや手順を厳密に記述

コーディング専用の便利なエディタ

静的チェックツールやデバッガ

高度なバージョン管理ツール

法制事務で用いられる書類の例

法令案や新旧対照表等の資料は、PDFや印刷物としての体裁を厳密に再現することが求められている※。編集にはWordや一太郎といったワープロソフトが用いられるが、条文内容と体裁の作業やデータが分離されておらず、作業中のワープロファイルの内容は個別の書類の体裁に依存し機械可読性が低い。→そのため、条文の管理や転記、体裁の編集は手作業に依存する。

e-Gov法令検索では、機械可読で再利用性が高い「法令XML」として整備・提供

新旧対照表

- 法令をどのように改正するか、改正前後の条文を並べ、変更点を傍線で表現する書類。
- 法律案においては参考資料。

改め文

- 法令をどのように改正するか、文字列の操作として表現する書類。
- 法律案では意思決定の対象・正本となる。
- 法令を改正する「改正法令」自体も法令。

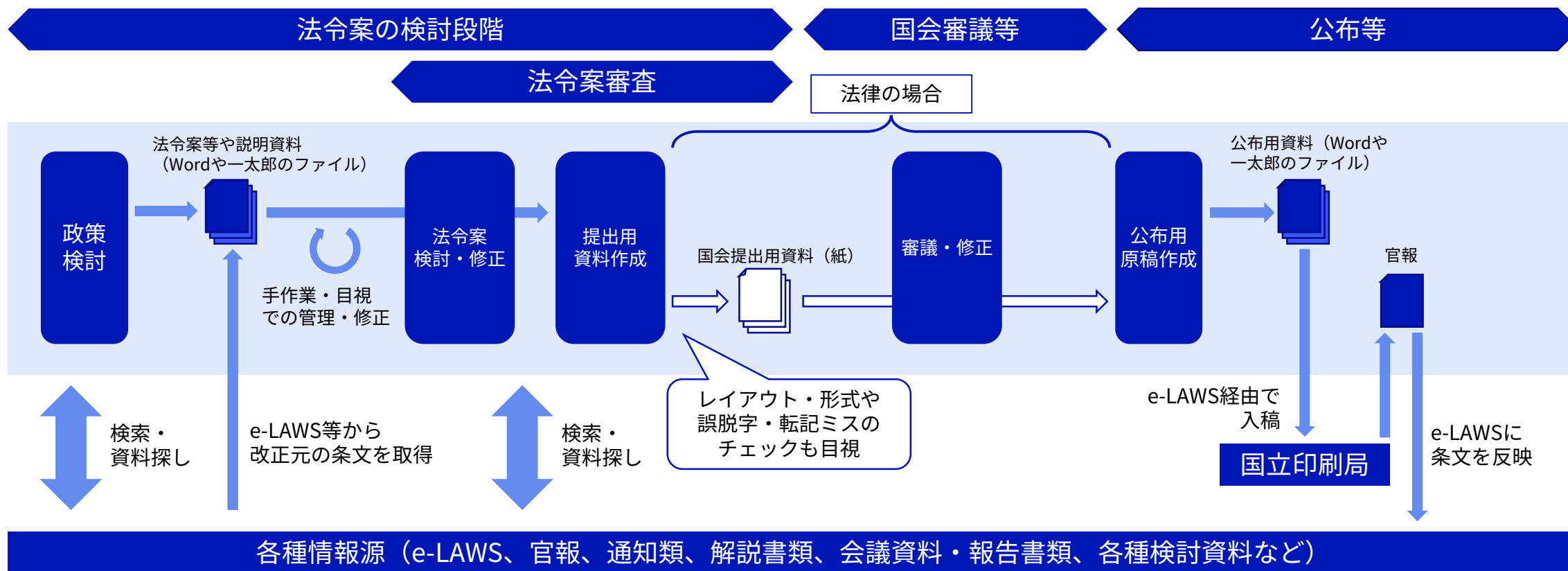
溶け込み条文

- 改正の文字列操作を行った結果の状態。法令を読むときに用いるのは通常この形式。
- 改め文を適用することを「溶け込ませる」という。現状、データの作成やチェックに手作業を要している。

※ 「字下げ（配字）、禁則処理、字数・行数、行間等に関して縦書きでの厳密な体裁が要請される」（デジタル関係制度改革検討会 デジタル法制ワーキンググループ（第1回）資料4）

法制事務の現状：紙の時代のワークフローに断片的にデジタル技術を利用

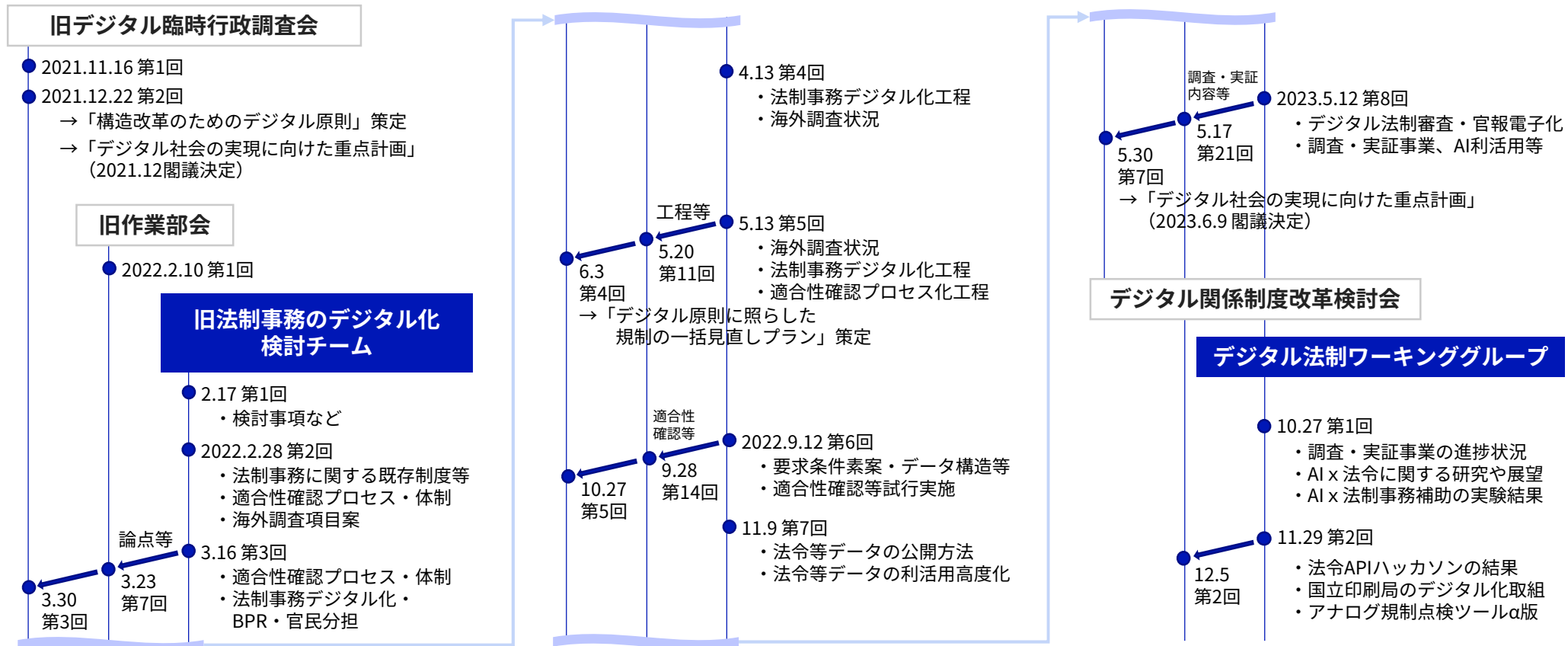
複数の種類のデータが介在。管理や転記、確認は手作業・目視に頼っており、人手によるエラーを、同じ人手でカバーしている状況。本来政策設計などの内容面に投入できたはずのリソースを、形式面に費やす必要がある。



法令×デジタルに関する課題や展望を議論

デジタル法制ワーキンググループ 構成員

安野貴博	作家/AI エンジニア
角田篤泰	中央大学国際情報学部国際情報学科 教授
藤原総一郎	弁護士 長島・大野・常松法律事務所
堀口圭	FRAIM (株) 代表取締役
八木田樹	(株) Legalscape 代表取締役・最高経営責任者
米田憲市	鹿児島大学司法政策教育研究センター 教授
渡部友一郎	弁護士 Airbnb Japan (株) 法務本部長



2023（令和5）年度より調査・実証事業を開始

実施項目の概要

① 法制事務・法令等データの調査等

- 法制事務・法令等データの現状や事例、ニーズ等を調査・分析
- ワークフローやデータ構造を設計・シミュレーション

② 法制事務システムの調査・検討・プロトタイプング

- 全体アーキテクチャ
- 法令等データの編集・チェック機能
 - 実際の法令立案の現場でのユーザテストを想定
- 法令等データの公開機能・利活用
 - API等の利用者を交えた双方向型の設計・試用を想定

③ デジタル法制の現状・未来に関する調査・研究

- 先端技術活用の未来像、デジタル法制ロードマップの精緻化に関する調査・研究
 - 大学等の研究者や学生を交えた調査・研究を想定

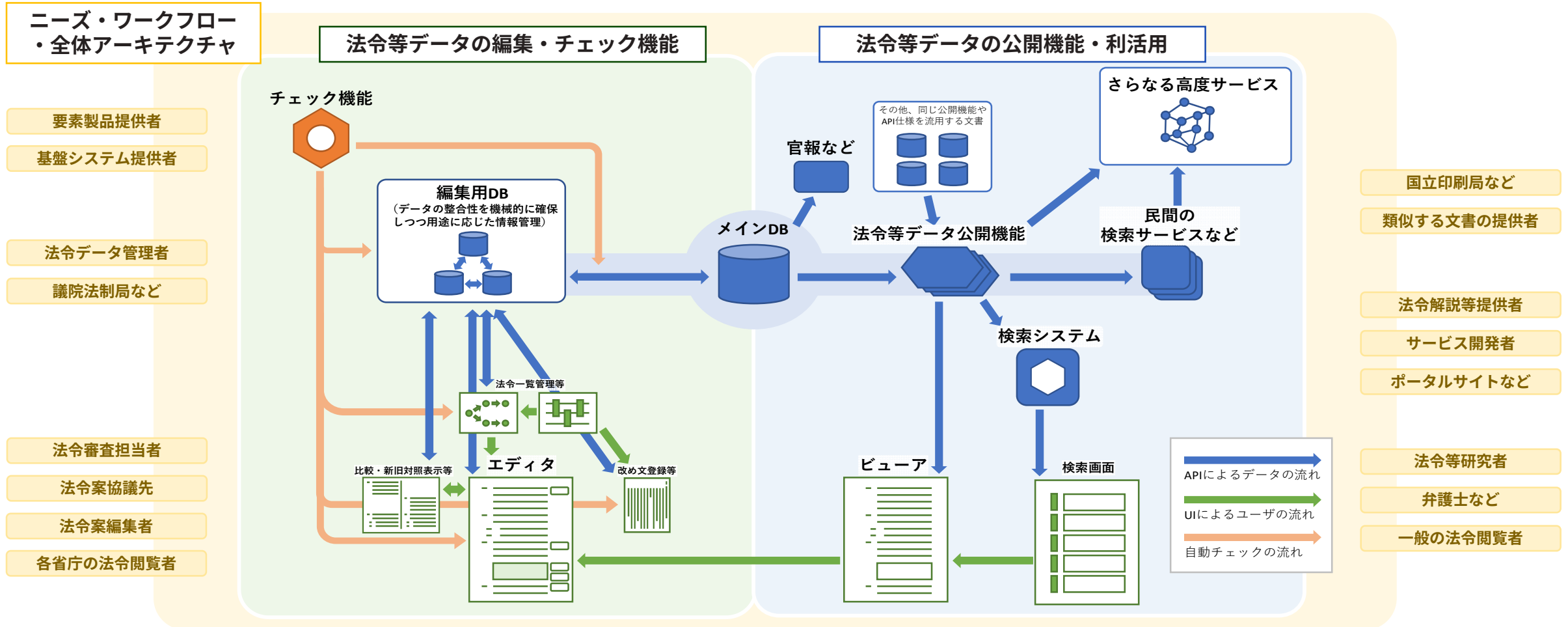
実施項目の目的

- 法制事務システムの設計・評価を行うための基礎を確立

- 2024(R6)年度以降に見込まれる、実導入を想定した本格的なPoCやシステム開発に向け、システムの実現性や基本設計を確立
- システムの利用者、法令等データの利用者を交えた検討により、法制事務デジタル化への理解を醸成し、建設的な設計と将来の円滑な移行を可能とする環境を確立

- 法制事務デジタル化の長期的な効果を明らかにし、システム高度化の意義や長期的目標を確立
- 将来的な法令等データ利活用による効果的な政策立案の実現に向けた方針を確立し、研究開発・人材育成に向けた関心を醸成

実施中：データ基盤、編集機能、公開機能等をプロトタイピング



法令情報を整備・提供する努力の歴史

- 法令の情報を整備し提供する努力はデジタル技術が進展する前から。
- 現在はインターネットから利用できる無償サービスとして「e-Gov法令検索」^[1]を提供、法律・政令・府省令等についてはベース・レジストリとして整備。
 - 「ベース・レジストリ」：「行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき又は利活用可能なデータ群であって、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすもの」（令和五年デジタル庁告示第十二号）として指定されたデータ
 - 「社会においてルール／規律として機能しているのは必ずしも法令（法律・政省令）に限らない^[2]。e-Gov法令検索等で提供できていない、現在統一的なデータベースのないルール・規律へのアクセシビリティの確保は依然として課題。

【法令データ整備・提供の歴史】

1949(S24)年「現行日本法規」刊行

- 法令は改正等により更新されるので、加除式の書籍として刊行

1979(S54)年 行政管理庁「法令検索システム」提供

- 国の行政機関向けのデータベース

2001(H13)年「法令データ提供システム」提供

- インターネット向けの無償サービス

2017(H29)年「e-Gov 法令検索」提供

- インターネット向けの無償サービス
- 「法制執務業務支援システム（e-LAWS）」の法令データベースを利用

[1] <https://elaws.e-gov.go.jp/>

[2] デジタル臨時行政調査会作業部会 法制事務のデジタル化検討チーム（第1回）資料5

法令・法務分野市場で技術活用・サービス創出が進展

リーガルテックへの期待

法令・法務分野にデジタル技術を活用する「リーガルテック」のサービス・ビジネスが進展。

AIの利活用についてもいち早く反応、技術開発・サービス創出がなされた。

<p>AI契約書レビュー</p> <p>LegalForce LeCHECK LAWGUE GVA assist インテリジェント契約チェッカー® LawFlow CLOUDSIGN REVIEW</p>	<p>電子契約</p> <p>CLOUDSIGN GMOサイン Adobe Sign DocuSign freeサイン ContractS Money Forward クラウド契約 E-STAMP BtoB 契約書 CONTRACTHUB wanbishi WAN-SIGN みんなの電子署名 契約大臣 Shachihata Cloud Jinjerサイン DottedSign DeeYgu DagreeX DXSign かんたん電子契約</p>	<p>契約書・案件管理</p> <p>LegalForce キャビネ Contract One Hubble OPTIM Contract ConPass CLOUDSIGN SCAN LIRIS Document Plus MyQuick CLOUD CABINET TOKIUM 鈴与の文書管理システム GVA manage RICOH Contract Workflow Service paperlogic Legaledge MNTSQ</p>	
<p>リーガルリサーチ</p> <p>LEGALScape BUSINESS LAWYERS LIBRARY LION DOLL TRC Law Library WESTLAW DI-Law.com 判例秘書 PRACTICAL LAW</p>	<p>申請・出願</p> <p>Tokkyo.Ai/商標 Cotobox Toreru TM-RoBo nomyne CompuMark root ip AI Samurai free 会社設立 Money Forward クラウド会社設立 GVA 法人登記 Legal Script</p>	<p>紛争解決</p> <p>AOS Fast Forensics Teuchi Smart Judgement No.1 弁護士ドットコム LEGAL FUNDING アテラ FRONTEO</p>	<p>その他</p> <p>Armana LEALA LoIOZ firmee Leis PSL LegalWin Trustice Lawbox Legal AI CLOUD LEGAL カケコト 弁護士ドットコム Graffer 法人説明書作成 法律事務所.com RoboRobo RISKEYES</p>

(出典) <https://www.legalscape.jp/resource-seminar/resource/chaos2023>

法令データ利活用を可能にする基盤：法令標準XML・法令API

法令標準XML

日本の法令の段落構造を記述するXML形式で、「法令標準XMLスキーマ」で定義。e-Gov法令検索や法令APIで提供。

```
51 </TOC>
52 <MainProvision>
53 <Chapter Num="1">
54 <ChapterTitle>第一章 総則</ChapterTitle>
55 <Article Num="1">
56 <ArticleCaption>(目的等)</ArticleCaption>
57 <ArticleTitle>第一条</ArticleTitle>
58 <Paragraph Num="1">
59 <ParagraphNum/>
60 <ParagraphSentence>
61 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並び
    に命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明
    性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条
    において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。</Sentence>
62 </ParagraphSentence>
63 </Paragraph>
64 <Paragraph Num="2">
65 <ParagraphNum> 2</ParagraphNum>
66 <ParagraphSentence>
67 <Sentence Num="1" WritingMode="vertical">処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定
    める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めると
    ころによる。</Sentence>
68 </ParagraphSentence>
69 </Paragraph>
```

法令標準XMLについて：<https://elaws.e-gov.go.jp/download/>

法令API

法令の一覧や本文XMLなどを取得するAPI。現在は、省令以上の現行規定のデータを提供。

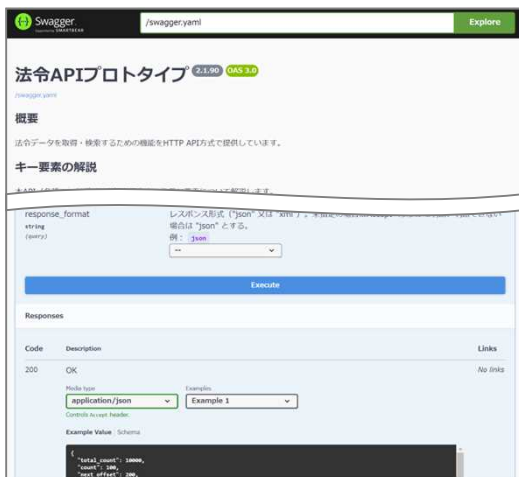
```
> fetch("https://elaws.e-gov.go.jp/api/1/lawlists/3")
    .then(r => r.text()).then(console.log)
< ▶ Promise {<pending>}
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<DataRoot>
  <Result>
    <Code>0</Code>
    <Message/>
  </Result>
  <ApplData>
    <Category>3</Category>
    <LawNameListInfo>
      <LawId>105DF000000337</LawId>
      <LawName>明治五年太政官布告第三百三十七号（改暦ノ布告）</LawName>
      <LawNo>明治五年太政官布告第三百三十七号</LawNo>
      <PromulgationDate>18721109</PromulgationDate>
    </LawNameListInfo>
    <LawNameListInfo>
```

法令APIについて：<https://elaws.e-gov.go.jp/apitop/>

法令APIの機能拡張に向けたプロトタイプを開発

開発者にとっての使いやすさも考慮

現状の法令APIで提供していない「改正前の過去の条文履歴」「キーワード検索機能」などの機能を追加。APIを直接利用してプログラミングを行う開発者にとっての「使いやすさ」も考慮して設計。



(画面は開発中のものです)

- **改正前条文履歴**のデータ提供、**キーワード検索**などの機能を追加。
- API仕様を**OpenAPI Specification**として提供。Swagger UI上のインタラクティブな画面でAPIの試用ができるほか、スタブコードの自動生成などが可能。
- APIの利用方法がわかるような**サンプルコード（Next.jsで構築した簡易な法令ビューア）**を提供。
- API全体を通じてデータ項目の命名規則を標準化。（現状は同じ意味の項目が場所によって違う識別子であることも。）
- データの絞り込みの機能を追加。大量データに対してはページネーションの機能を追加。
- 条文の添付画像などのバイナリをバイナリのまま提供するエンドポイントを追加。（現状はZip圧縮したBase64文字列がXMLに埋め込まれて返却。）
- これまでXMLでの返却しか対応していなかったが、JSONでの返却を選択できるよう機能拡張。

法令APIハッカソンについて

- 法令APIを用いたサービス開発等の促進のため、法令APIプロトタイプを活用したハッカソン（サービス開発試行イベント）を開催。14チームから56人が参加。
- ハッカソン期間は2023年11月10日(金)～17日(金)。10日(金)及び16日(木)にハイブリッド形式のワークショップを開催。17(金)に各チームの代表者が会場に集い、発表・表彰式を開催。
- 3名の有識者審査員に審査・採点を頂き、それぞれの専門的観点において優秀と認められた1チームずつ、合計3チームを表彰。



賞・審査員一覧

法令の普及・研究促進賞

法令の普及や研究促進の観点

米田 憲市 審査員

鹿児島大学司法政策教育研究センター 教授
デジタル法制WG構成員

ビジネス・法務賞

法務によるビジネス活性化や
法曹分野での利便性向上の観点

増島 雅和 審査員

弁護士 森・濱田松本法律事務所
デジタル関係制度改革検討会構成員

技術利活用賞

技術を活用したサービス
・ビジネス創出の観点

八木田 樹 審査員

(株) Legalscape 代表取締役・最高経営責任者
デジタル法制WG構成員

AI等を利用した法制事務補助の実験結果

実験の概要

- 目的：LLMを用いたAI等の法制事務への適性や、すぐに実現できそうなこと、中長期的に検討を要することを整理。
- 方法：職員が実際に既存製品を用いて法制事務補助のアイデアを実験。実験例は、デジタル庁内の職員から募集。
- ツール：主に、デジタル庁内向けに実験用途で提供されている試験環境を活用。そのほか、必要に応じて法令APIや各種コードを使用。
- 実験数：2023年6月～10月の期間で、12名から24例が提供。5月以前の実験例と合わせて約30例を検証。（1つの実験例の中で複数のプロンプトを実験。）

実験結果の概要

- 条文や施策概要などの文章をもとに、資料や図を作成したり、アイデアを出力する実験例では、すぐに実現できそうな一定の結果が出ている印象。特に、資料の素案作成の手間を削減したり、短時間でアイデアを発見する効果が見られた。
- 他方、条文を生成したり、法令条文特有のチェックを行う実験例については、単純なプロンプトでは意図した出力がなされないケースが多かった。プロンプトの工夫や、問題を分割するなど、中長期的に更なる研究を要すると考えられる。
- いずれの場合も、出力結果を法制事務経験者が確認したところ修正を要する場面が複数あったため、人によるチェックや、ルールベースのチェックプログラムなどによる自動チェックと組み合わせることが有効と考えられる。
- また、法令APIとの組み合わせによる実験例も複数報告。実用性が高いと考えられる例も報告されており、APIや法令等データの整備に加え、これらとAIを組み合わせることによる法制事務補助アプリの開発が有効と考えられる。

LLMを用いたAIの特性と法制事務観点での考慮事項

一般的な特性

言語モデルである

- 自然な文章ややり取りを生成するよう訓練されたモデル。追加学習（fine tuning）を行わなくても、タスクを説明する、例を与えるなどにより、多様で柔軟なタスクに適応。しかし、単体では計算、論理的な推論は確実でなく、検索も行わない。ただし、プロンプトの工夫や外部APIとの組み合わせで改善する手法も研究されている。

使い手に十分な専門知識が必要

- 原理上、出力結果が事実であるか、妥当であるかは別問題。出力を利用する場合は、使い手に、内容の正確性や妥当性を分析・判断する十分な知識と技術が必要。

“もっともらしさ”に惑わされない注意力が必要

- 出力が流暢になるよう訓練されているので、直感で受け入れたいくなるようなもっともらしさを持つ。口上のうまさに惑わされず、客観的・批判的な分析を働かせるよう特に注意が必要。

法制事務観点での考慮事項

- 外部の情報に依存しない、要約などの言語的タスクでは効果を期待。法令や条文の検索・分析などのタスクでは、よりどころとなる法令データベース・APIが必要と考えられる。その上で、APIを組み合わせた処理や、プログラムのコード案の出力などが考えられる。

- 例えば要約や条文の推敲のタスクでは、出力された要約が正確か、条文が法令として適切かを分析・判断する技能が必要と考えられる。その前提で、気づきにくいアイデアを出力するブレスト用途では効果を期待。

- 法制事務のタスクでは、複雑な場面での厳密性が特に求められるため、出力がもっともらしくても適切に注意を喚起する仕組みが必要と考えられる。また、厳密にルールを適用するために、別の決定論的なチェック機能等を併用することが有効である可能性。

実験例：法令APIと組み合わせた質問回答

※本ページでは出力をそのまま記載しており、内容の正確性・妥当性は検証しておりません。内容は“もっともらしい誤り”である可能性があります。

- LLMを用いて自然言語の質問から呼び出すべきAPIを判断し、法令APIと組み合わせることにより質問に答える応用例。
- 右の例は、プロンプトに指定した条項だけでなく、その条項の内容に基づいて別の条項を取得したり、条文中の定義語の存在を特定する必要があるタスク。
- 鉤括弧付きで引用されている部分は実際の条文と一致。法令APIと組み合わせることで、条文の正確な内容に基づいたタスクを一定程度実行できることが確認出来た。
 - どのような質問であれば回答できるかのさらなる研究や、質問を行いやすいユーザインタフェースの研究、柔軟な質問を可能とするための法令APIの機能拡張の研究などが有益と考えられる。

プロンプト

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第一条で、用語を定義している箇所があったら、どのように定義しているか説明してください。また、その定義が対象条項を指定している場合、指定された先の条項の内容を調べ、当該用語がその条項においてはどのように使われているか説明してください。回答は最後にまとめて出力してください。

実験環境

LangChain (JS) と、GPT-4のfunction callingを用いて、[法令API](#)と連携できるようにした環境

↓ GPT-4の出力（function_call）に基づき、LangChainが法令APIを用いて行政手続法第一条を取得

↓ 法令APIの出力がGPT-4に渡され、新たなGPT-4の出力に基づいて、行政手続法第四十六条を取得

出力（Model: GPT-4、最終出力のみ）

行政手続法（平成五年法律第八十八号）第一条では、「透明性」について「行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであること」と定義しています。また、この定義は「第四十六条において同じ」とされています。

第四十六条では、「地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と記載されています。ここでの「透明性」は、地方公共団体の行政運営における意思決定の内容及び過程が国民に明らかであるべきであるという意味で使われています。

実験例：条文案の生成

※本ページでは出力をそのまま記載しており、内容の正確性・妥当性は検証しておりません。内容は“もっともらしい誤り”である可能性があります。

- 関心の高いユースケース。ただ、現状試しているシンプルなプロンプトでは、法制度として必要な具体的な規定がなされなかったり、既存の法令との関係や定義語、重要な固有名詞等について考慮されていないなど、課題が多い。
- 規定内容や法令特有の規定方法など、指示を具体化するにつれて適切な条文に近づいていくが、条文を直接書いた方が早いと感じる場面も。
- 他方、特に指示をしなくても例外や罰則などの条文が生成されることがあり、アイデア出しの効果はあるかもしれない。

プロンプト

以下に示す法案概要をもとに、法律の条文を書いてください。

法案概要

実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備

実験等に用いる無線設備（携帯電話端末及びWi-Fi機器等に限る。）が適合表示無線設備でない場合であっても、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合しているときは、一定の条件の下で、当該無線設備を使用する実験等無線局の開設及び運用を可能とする制度を整備する。

出力（Model: GPT-4、一部空白行削除）

法律条文

第一条（実験等無線局の開設及び運用に係る特例）

1. 本法は、実験等に用いる無線設備（携帯電話端末及びWi-Fi機器等に限る。）が適合表示無線設備でない場合であっても、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合しているときは、一定の条件の下で、当該無線設備を使用する実験等無線局の開設及び運用を可能とする制度を整備することを目的とする。
2. 本法において「実験等無線局」とは、実験等に用いる無線設備を使用する無線局をいう。
3. 本法において「適合表示無線設備」とは、我が国の技術基準に適合していることが確認され、適合表示が行われた無線設備をいう。

第二条（実験等無線局の開設及び運用の許可）

1. 実験等無線局の開設及び運用は、適合表示無線設備でない無線設備を使用する場合であっても、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合していると認められた場合に限り、情報通信省の許可を得て行うことができる。
2. 前項の許可を得るためには、情報通信省に対し、該当する無線設備の技術基準の適合性に関する証明書及びその他の必要な書類を提出しなければならない。

第三条（適用除外）

本法は、公共の安全や秩序を害するおそれのある無線設備については適用しない。

機械実行可能な法令を用いた 政策立案や行政運営の効率化・合理化：Rules as Code

Rules as Code (RaC)

- （文献により定義は異なるが、）機械実行可能な形式で法令などのルールを記述することで、法令の効果を事前にシミュレートしたり、法令を直接システム実装することで、政策立案や行政運営の効率化や合理化などを旨とする手法や概念。
- ニュージーランド政府の“Better Rules”プロジェクト（※1）、フランス政府発祥のプロジェクト“OpenFisca”（※2）、カナダ政府の天然資源採掘規制に関するパイロット事業（※3）、OECDのレポート（※4）をはじめ、各国でパイロット事業や研究がなされている。
- 現在の取り組みは、税や給付など数値で表現出来る分野が中心

（※1） <https://www.digital.govt.nz/dmsdocument/95/html>

（※2） <https://openfisca.org/en/>

（※3） <https://digital.canada.ca/2023/10/12/mining-for-ideas-to-simplify-a-complex-process/>

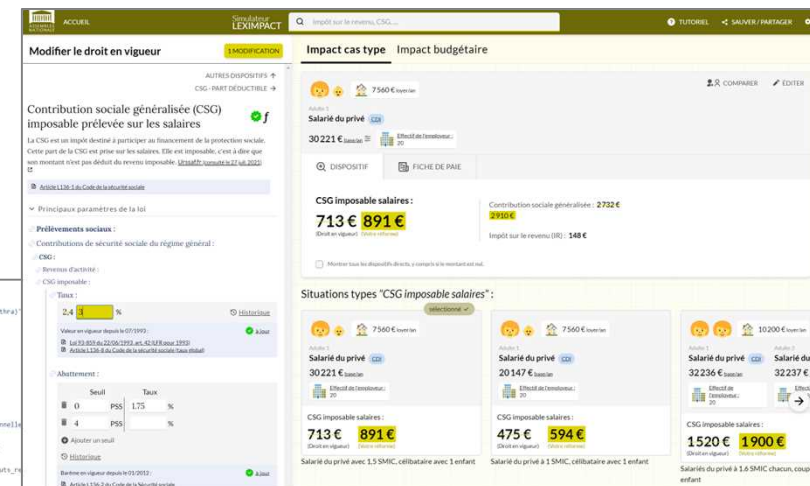
（※4） <https://doi.org/10.1787/3afe6ba5-en>



Better Rulesプロジェクトの紹介動画より。
(<https://www.youtube.com/watch?v=S4KWlmQBac0&t=99s>)

OpenFiscaを用いて構築された
税金・給付等のシミュレータ
“LexImpact”
(<https://leximpact.an.fr/dotations>)

```
33 class Ippc(Variable):
34     label = "Dépôt sur le revenu des personnes physiques (réforme pour intégrer la ceste)ra"
35     definition_period = "vigueur"
36
37     def formula(foyer_fiscal, period, parameters):
38         ...
39         montant_apres_veuil_de_recouvrement = foyer_fiscal["taux", period]
40         ...
41         sal = foyer_fiscal["sal", period]
42         credits_input = foyer_fiscal["credits_input", period]
43         acomptes_ir = foyer_fiscal["acomptes_ir", period]
44         contribution_exceptionnelle_hauts_revenus = foyer_fiscal["contribution_exceptionnelle_hauts_revenus", period]
45         cesteira = foyer_fiscal["cesteira", period = period]
46         recouvrement = parameters(period).input_revenu.calcul_input_revenu_recouvrement
47
48         pre_result = sal - credits_input - acomptes_ir + contribution_exceptionnelle_hauts_revenus
49
50         return (
51             ((sal > recouvrement_min))
52             * ((pre_result < recouvrement_min) * (pre_result > 0) * sal * a
53               + ((pre_result < 0) * (pre_result > recouvrement_min)) * (- pre_result)
54               + ((sal < recouvrement_min)) * ((pre_result < 0) * (- pre_result)
55               + ((pre_result > 0) * a * sal))
56         )
57     }
```



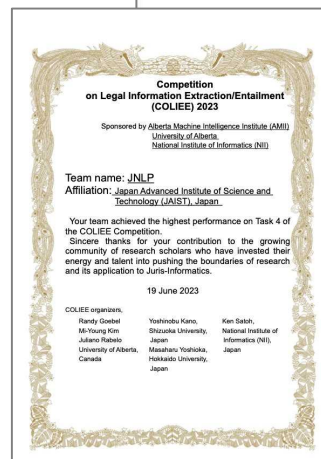
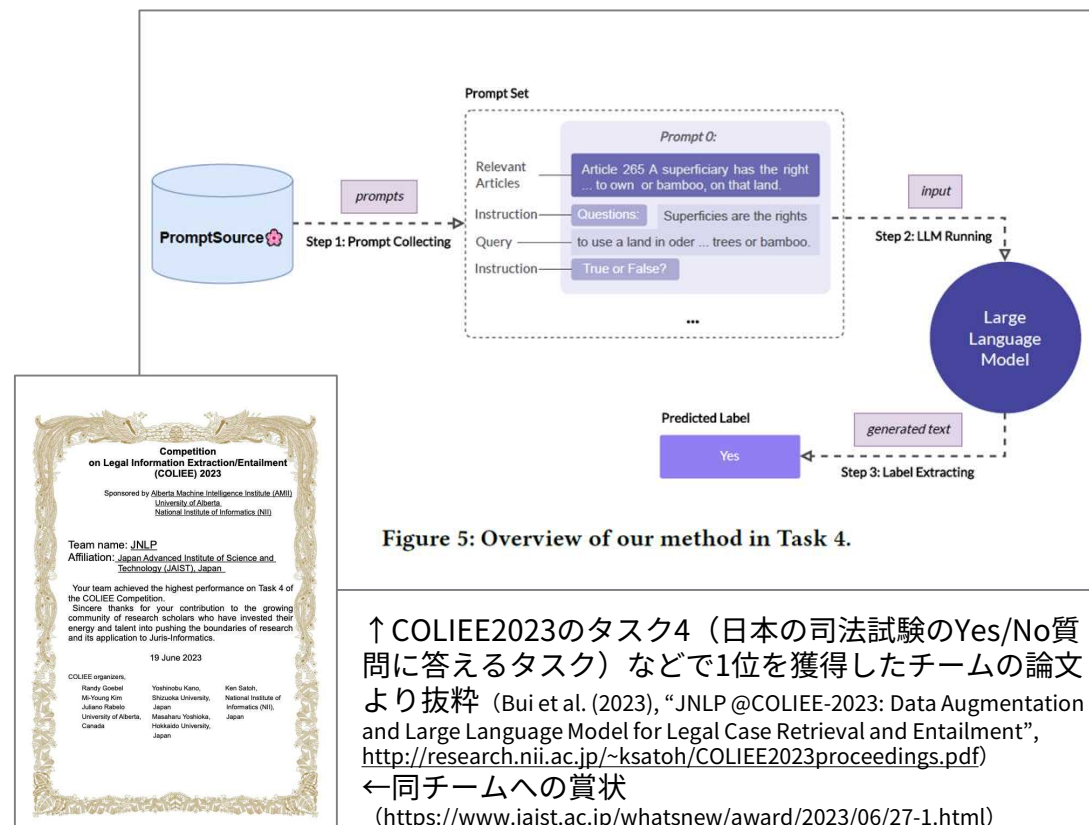
←フランスのOpenFiscaコードの一例
(<https://github.com/openfisca/openfisca-france/>)

高度な技術活用に向けた研究面からの取り組みも

法文書処理の国際コンテスト「COLIEE」

- 法令や判例などの法分野の文書を対象に、文書や段落の検索、質問への回答などを行うタスクについて、チーム対抗で精度を競う国際コンテスト。
- 問題には、日本の司法試験のYes/No質問に答えて正答率を競うもの（タスク4）も含む。
- 2023/6/19にポルトガルで開催されたCOLIEE 2023には、25カ国から30チームが参加した。

(参考) <http://research.nii.ac.jp/~ksatoh/COLIEE2023proceedings.pdf>



法令は重要性が高い分、適切な改正を適時行う必要性も大きい

事例：アナログ規制の見直し

2021年11月よりデジタル臨時行政調査会（事務局：デジタル庁）を開催、「7項目のアナログ規制」「FD等の記録媒体を指定する規制」等に着目して法令を点検。結果、法令約1万条項について見直し方針を確定（2022年12月）。

「アナログ規制の見直しによる経済効果（中間報告）」

～株式会社三菱総合研究所へのデジタル庁委託調査による推計～

（2023年8月）によれば、アナログ規制の見直しにり、
 ◆約2.9兆円のコスト削減効果、 ◆約0.9兆円の市場拡大効果、 ◆約3.6兆円（名目GDP比+0.64%程度）のGDPへの影響を見込む。（数値については、今後の精査の結果変わらうる。）

アナログ規制に関する点検・見直しの現状

「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」等に関する法令**約1万条項**全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定

<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視…………… 2927条項 ・ 実地監査…………… 74条項 ・ 対面講習…………… 217条項 ・ 往訪閲覧・縦覧… 1446条項 ・ その他の規制…………… 42条項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期検査・点検… 1034条項 ・ 常駐・専任…………… 1062条項 ・ 書面掲示…………… 772条項 ・ FD等記録媒体……2095条項
合計 9669条項（100%） 全ての方針及び工程表確定	

《工程表のイメージ》

○方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-②	3	令和4年度1月～3月	目視-共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	令和5年度4月～9月	常駐専任-厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正

○工程表の類型

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
目視-共通1	法令等改正手続			
常駐専任-厚生労働省2	実態把握（外部委託調査等）			
	対外調整等	法令等改正手続		

見直しに向けた工程表

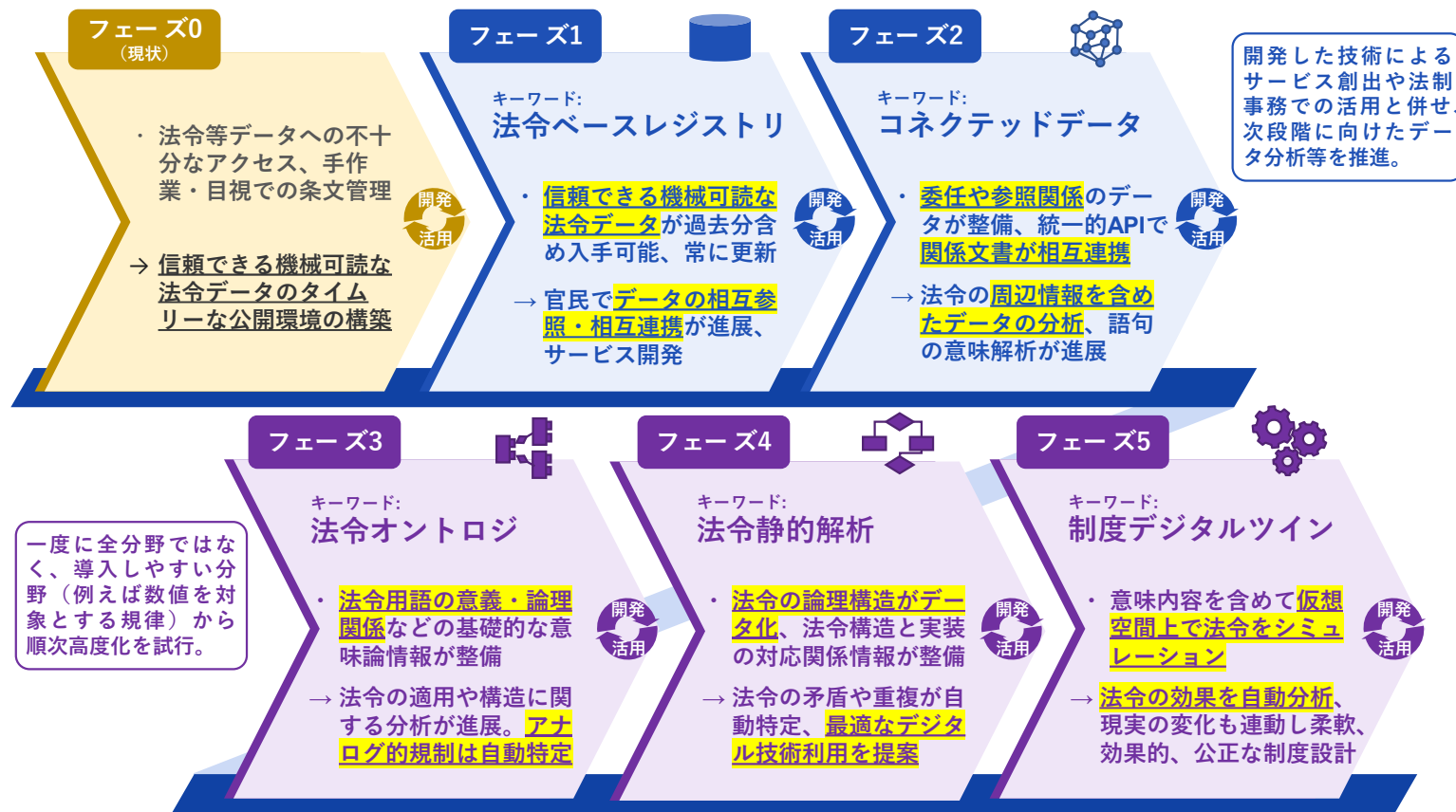
※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定
 ※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても工程を確定予定

出典：2022.12.21 デジタル臨時行政調査会（第6回）会合資料1

デジタル法制ロードマップ（議論に向けた未来像）

公平公正・効果的な
政策立案を目指して

AI等技術の研究開発と、技術を活用した
サービス開発・基盤整備・制度整備等の
段階的な高度化サイクルを軸とした、
「デジタル法制ロードマップ」を提案。



(2022.11.9 法制事務のデジタル化検討チーム（第7回）会合 資料2をもとに一部修正)

まとめ

法令×デジタルの取り組みと展望

- **法令は社会のルールを記述するプログラム。** 経済活動や権利義務に関係する、社会の基盤。
- 法令を支える法制事務は目視や手作業に頼る。**AIを含むデジタル技術活用**に向け取組中。
- **法令データ利活用・リーガルテック**により、社会的価値の高いサービスの開発が期待。
- **法令のシミュレーション**による公平公正・効果的な政策立案の将来像が研究中。

法令×デジタルに関する取り組みの
最新情報をご覧ください

<https://www.digital.go.jp/policies/legal-practice>



法令APIや法令データを使った感想、
作品などを是非共有してください→

#法令データ #法令API

デジタル庁で一緒に取り組んでくださる方、
エンジニア・AI人材等を募集しております

<https://www.digital.go.jp/recruitment>

